

彩の国だより特集号を活用した「埼玉の日本酒」情報発信等業務委託仕様書（案）

埼玉県県民生活部

この仕様書は、企画提案書作成用である。
企画提案競争後、埼玉県は契約先候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

彩の国だより特集号を活用した「埼玉の日本酒」情報発信等業務

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 目的

埼玉県は、日本酒の出荷量が全国4位であり、また良質な日本酒を多く生産している。この特性を「本県の魅力」として主に首都圏向けに発信し、県内観光誘致や、消費の拡大につなげる。そのための手段として県広報紙「彩の国だより」にて日本酒の特集号を作成し、それを活用した効果的なPRを行う。

なお、本件業務は「埼玉県の日本酒」をテーマに観光誘客につながる情報発信を行う「本県の魅力を生かした戦略的な情報発信」事業（以下「事業」と言う。）の中の一部業務として行うものである。（事業の全体像及び本業務の位置づけについては、以下4を参照。）

4 事業の全体像及び本業務の位置づけ

事業の全体像は以下のイメージ図のとおりで、本件業務は、イメージ図における「広報課の取組」のうち、③、④、⑤について委託するものである。

事業全体像（イメージ図）

「本県の魅力を活用した戦略的な情報発信」事業

広報課の取組 ※ターゲット 20代後半～50代女性

- ① 彩の国だよりで記事の特集化（※特集号は、2つのタイプを作成）
 - ・ 冊子タイプ（B5判，12頁）…首都圏向けに**県外配布**
 - ・ 県広報紙タイプ（タブロイド判，6頁）…県民に**通常配布**
- ※ 物産観光協会が作成するLPへの誘導
- ② 県公式アカウント等SNSを活用したPR
 - ・ 埼玉県広報アンバサダーによる情報発信等

- ③ 特集号（冊子タイプ）の効果的な配布
 - ・ 首都圏在住者（特にターゲット層）に受け取ってもらうのに効果的な場所（都内主要駅ラック等）への配架
- ④ 特集号についてデジタルサイネージによるPR
 - ・ 特集号（冊子タイプ）の配架場所を踏まえ、ターゲット層向けに効果的PRができる場所にて上映
- ⑤ ①～④を更に効果的にするPR

「彩の国だより特集号を活用した「埼玉の日本酒」情報発信等業務」に係る部分

参考：観光課・埼玉県物産観光協会の取組

- ① 物産観光協会が実施する事業（観光客誘致に向けた戦略的な情報発信業務）で選定したターゲットに絞ったWEB広告配信による情報発信（ターゲティング広告）
- ② ①ターゲティング広告の誘導先となるLPの構築
※サイトの内容（予定）
 - ・ 自分に合った日本酒が見つけれられるWEB診断
 - ・ 地酒巡りコースの紹介など

彩の国だより特集号（冊子タイプ）について

- 規格 B5版 12ページ 30,000部発行（予定）
- ターゲット **20代後半～50代の女性**
- 表紙 アンゴラ村長（お笑いコンビ「にゃんこスター」）
※埼玉県出身、お酒好き
- 内容 県内酒蔵関係者の革新的な取組や思いを深掘りした記事で「埼玉県の日本酒」の魅力を伝え、ターゲット層を引き込む。
- 納期 11月下旬を予定

5 委託業務の詳細

4のイメージ図における「広報課の取組」は、埼玉県を除く首都圏（東京都、神奈川県、千葉県）在住の20代後半から50代の女性をターゲット層として実施することとし、各取組の詳細は次のとおりとする。

(1) 特集号（冊子タイプ）の効果的な配布（イメージ図③に該当）

ア 内容

(ア) 特集号（冊子タイプ）（以下、「冊子」と言う。）について、ターゲット層が手に取るために最も効果的な場所の選定。

(イ) 選定した配架箇所における配架手続き。（費用負担含む。）

(ウ) その他、配架に必要な業務。

イ 配架場所の選定条件

- ・ 配架場所は、冊子の納品箇所数を単位として10か所以上、200か所以内とするが、下限については3の目的を達成するためにより効果的な箇所数を提案することも差し支えない。
- ・ 埼玉県内に直通乗入れする路線の駅を含むこと。
- ・ 選定した場所が効果的である理由を示すこと。

ウ 配架開始時期・期間

配架開始時期は、令和6年12月1日以降で可能な限り早期とし、配架期間は概ね1か月間とする。なお、3の目的を達成するためにより効果的な配架期間等を提案することも差し支えない。

エ その他留意事項

(ア) 冊子の配送方法等

冊子の配架場所への配送方法や受け渡し場所は、委託者と受託者で協議の上決定する。なお、配架後に余った冊子を回収する必要がある場合は受託者が冊子を回収し、その数を集計した上で委託者に送付すること。

(イ) 冊子の配送に係る費用負担

冊子の受け渡し場所への配送に係る費用は冊子の制作業者が負担するものとし、配架後に余った冊子を回収する必要がある場合、回収及び委託者への送付に係る費用は受託者負担とする。

(2) デジタルサイネージによるPR（イメージ図④に該当）

ア 内容

県が別途制作する上映用コンテンツ（15秒程度）を使用し次の業務を行う。

(ア) ターゲット層に対して効果的なデジタルサイネージでのPR場所の選定。

(イ) 選定した場所におけるデジタルサイネージの上映手続き。（費用負担含む。）

(ウ) その他、デジタルサイネージの上映に必要な業務。

イ 上映箇所の選定条件

- ・ 上映箇所数は、エリア（駅等）を単位として、10か所以上とするが、3の目的を達成するためにより効果的な上映箇所数を提案することも差し支えない。
- ・ 埼玉県内に直通乗入れする路線の駅を含むこと。
- ・ 冊子の配架箇所と関係する場所を含むこと。
- ・ 選定した場所が効果的である理由を示すこと。

ウ デジタルサイネージの上映期間

上映開始時期は、令和6年12月1日以降で可能な限り早期とし、上映期間は概ね1か月間とする。なお、3の目的を達成するためにより効果的な上映期間等を提案することも差し支えない。

エ その他留意事項

デジタルサイネージで上映するコンテンツは、本業務に係る委託契約締結後に県が制作し受託者に提供するものとする。なお、受託者は提案したデジタルサイネージの上映箇所における規格等を適宜アドバイスすること。

(3) 「広報課の取組」を更に効果的にするPR（イメージ図⑤に該当）

ア 内容

イメージ図における「広報課の取組」①～④がより効果的なものとなるようなプロモーション活動を行うこと。なお、実施するプロモーションは以下(ア)～(ウ)の3つの取組を提案すること。

(ア) 埼玉の日本酒に興味を持った方の誘客につながる取組

【例】 事業を通じて行うPRにより、埼玉の日本酒に興味を持った方を実際に「飲める場所」へ誘導できるよう、飲食店情報の収集や案内、効果的な周知等を行う。

(イ) ターゲット層に埼玉県日本酒を知ってもらうための取組

(費用対効果を考慮し、相乗効果が狙える取組が望ましい。)

【例】 埼玉県内を含む首都圏で開催される、ターゲット層が多く参加する大規模イベント等で試飲ブースを出展するとともに、冊子を配布する。

【例】 都内ターミナル駅にて、1日限りのPRイベント（物販、試飲、冊子配布等）を開催する。

(ウ) 県公式SNS等を活用したPR（4のイメージ図における「広報課の取組」②）の更なる強化

【例】 埼玉県広報アンバサダーによる独自の情報発信と連携することにより相乗効果を得られる取組を行う。

【例】 埼玉県公式アカウントにおいて、日本酒関連の有名インフルエンサーとのコラボ投稿を実施する。

イ 実施時期等

冊子の発行後から、令和7年3月10日（月）までの間で事業全体を通じて継続的なPRを行うことを意識した実施時期を設定すること。なお、3の目的を達成するためにより効果的な実施期間等を提案することも差し支えない。

また、実施の回数や詳細の時期等は、その回数や時期が適当である理由を付した上で受託者が提案し、受託者、委託者で協議の上決定する。

ウ その他留意事項

広報課以外の課所等との新たな連携PR等を提案することも差し支えない。なお、その提案内容の実施に係る費用は受託者が負担する。

(4) 独自に提案する取組（任意）

(1)～(3)に加え、3の目的を達成するのに効果的な独自の取組を任意で提案することも差し支えない。

(5) 業務報告

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、内容について事前に県の下承を得た上で、本業務完了後から起算して10日以内に提出すること。

また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。

提出先は、埼玉県県民生活部広報課広報紙担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂 三丁目15番1号）とする。

(6) その他

ア 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

イ 受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

ウ 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。

エ 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。また、必要に応じて委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。

6 その他共通事項

(1) 本業務の実施に関して必要となる資格・認証等の取得手続きは、各種関係法令等を遵守し、受託者の責任において適切に行うこと。また、本事業に関連してけがや事故及び施設や備品の損傷等が発生した場合に備えたイベント保険への加入など、事業全体に係る補償対策を講ずること。なお、費用が発生する場合は、

受託者の負担とする。

- (2) 本業務の実施について、県でも広報等を行うことを予定しているが、この場合にあっては必要な情報や素材提供を行うなど、本県と連携・協力を図ること。また、本事業以外の取組であって、本県が認める事業について、本事業の広報等の中で併せて周知できるよう可能な限り協力すること。
- (3) 本県において、関係団体等に対して、事業実施に係る申請や届出等を行う必要がある場合は、書類の作成などに必要な協力を行うこと。
- (4) 本業務の実施に起因して事故・トラブル等が発生した場合、適宜本県と情報共有等を行いつつ、受託者は誠意をもって、当該事故・トラブル等の解決に向けて必要な対応を行うこと。
- (5) 本業務の確実な実施に向け、綿密な打合せを行うこと。また、打合せ後は速やかに議事要旨を作成し、本県に提出すること
- (6) 本業務に関わる責任者及び担当者は、本業務の趣旨や内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識と経験を有する者を配置すること。また、本事業の準備・実施に十分な人員を確保・配置すること。
- (7) 本業務の実施に当たって、イベント等を開催する場合は来場者等の安全確保及びイベント会場内の環境美化に努めること。
- (8) 実施内容の詳細については、提案内容を基本にしつつ、本県の意向を踏まえ協議・調整を行った上で決定するものとする

7 成果物に関する権利の帰属等

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は、全て県に帰属する。また、受託者は、本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務の履行に際して、映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

8 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者等は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後に

においても同様とする。

- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。